

意見書記載に当たっての留意事項

- 1 意見書の記載は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が記載してください。
- 2 難聴高齢者の補聴器購入費の助成対象は、医師が補聴器装用の必要性を認める60歳以上の高齢者のうち、身体障害者手帳の交付対象とならない両耳とも聴力レベルが30デシベル以上の方です。
- 3 聴力測定は、純音オーディオメーター検査により、聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数500、1,000、2,000ヘルツの純音に対する聴力レベル（デシベル値）をそれぞれa、b、cとした場合、次の算式により算定した数値としてください。

$$\frac{a+2b+c}{4}$$

- 4 「処方における特記事項」について、補聴器の左右と型式を記入してください。